同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇、非メタン炭化水素については〇・七、窒素酸化物については四・〇、粒子状物質については〇・〇三を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車排出ガスの測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであること。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

162

軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五、非メタン炭化水素については〇・九、窒素酸化物については五・三、粒子状物質については〇・〇四を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車排出ガスの測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

163

第百五十五項から第百六十二項までに規定する自動車については、第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであればよい。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり平成二十六年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見の提出があったので、公表する。

平成二十六年一月二十日

総務大臣　新藤　義孝

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成25年11月22日

地方財政審議会

当審議会は、平成26年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

本年10月１日、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」が閣議決定され、消費税率（国・地方）については、平成26年４月１日に５％から８％へ引き上げることが確認された。社会保障・税一体改革は着実に実行の段階に進んでいるが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）第７条に列挙された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する検討すべき課題がある。

これらの課題の中には、所得税の最高税率の引上げなど、平成25年度税制改正で結論を得たものもあるが、平成26年度以降の税制改正の過程で議論されるものも多い。その際、地方分権改革の観点からの税制の構築も忘れてはならない重要な課題である。今後の地方税制改正の検討に当たっては、これまでの議論も踏まえつつ、地方税の原則に立ち戻り、地方税のあるべき姿に向けた検討が行われなければならない。

当審議会は、このような基本認識の下に、今後の地方税制改正の議論に資するよう、中長期を視野に入れた「第一　今後目指すべき地方税制の方向」と、当面の課題に対応するための「第二　平成26年度地方税制改正等への対応」をまとめた。

第一　今後目指すべき地方税制の方向

１　地方税のあるべき姿

租税の本来の機能は、公共サービスを提供するための資金を調達することにある。地方税は、地方自治体が地域に必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保されることが必要である。

また、租税は公平でなければならない。地域住民や地域社会で活動する人々が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められる。

地方分権改革を推進する観点からは、地方税制の自主性・自立性を高めていかなければならない。地域に密着した基礎的な行政サービスを提供するための財源としての地方税は、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。